訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションご利用料金表

（１）利用料金表

(訪問リハビリテーション)

単位（円）

区　　分	単位	利用者負担金		
		（１割）	（２割）	（３割）
訪問リハビリテーション費／回 1 回あたり 20 分以上で 1 週に 6 回を限度 退院（所）日から起算して 3 月以内は 1 週に 12 回まで	３０８	３２５	６５０	９７５
加　　算	単位	利用者負担金		
		（１割）	（２割）	（３割）
短期集中リハビリテーション実施加算／日 退院（所）日または認定日から 3 月以内 集中的なリハビリテーションを実施	２００	２１１	４２２	６３３
リハビリテーションマネジメント加算（イ）／月 リハビリテーション会議を開催し、計画を見直す	１８０	１９０	３８０	５７０
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）／月 リハビリテーション会議を開催し、計画を見直す リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出	２１３	２２５	４５０	６７５
事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合／月	２７０	２８５	５７０	８５５
計画診療未実施減算／回 事業所の医師が計画書の作成に係る診療を行わなかった場合	－５０	－５３	－１０６	－１５９
退院時共同指導加算／回 医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 退院時 1 回を限度	６００	６３３	１，２６６	１，８９９
移行支援加算／日 訪問リハビリテーションを終了し、通所介護などへの移行など社会参加に資する取り組みを実施した利用者の占める割合が 5%を超えるなど厚生労働省の定める基準に適合する場合	１７	１８	３６	５４
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／回 7 年以上勤続の職員を配置している場合	６	７	１３	１９
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）／回 3 年以上勤続の職員を配置している場合	３	４	７	１０

（介護予防訪問リハビリテーション）

単位(円)

区　　分	基本単位	利用者負担金		
		（１割）	（２割）	（３割）
訪問リハビリテーション費／回 1 回あたり 20 分以上で 1 週に 6 回を限度 退院（所）日から起算して 3 月以内は 1 週に 12 回まで	２９８	３１５	６２９	９４３
加　　算	基本単位	利用者負担金		
		（１割）	（２割）	（３割）
短期集中リハビリテーション実施加算／日 退院（所）日または認定日から 3 月以内 集中的なリハビリテーションを実施	２００	２１１	４２２	６３３
計画診療未実施減算／回 事業所の医師が計画書の作成に係る診療を行わなかった場合	－５０	－５３	－１０６	－１５９
12 月超減算／回 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合 リハビリテーション会議を開催し計画を見直す場合は減算なし	－３０	－３２	－６４	－９５
退院時共同指導加算／回 医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 退院時 1 回を限度	６００	６３３	１，２６６	１，８９９
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／回 7 年以上勤続の職員を配置している場合	6	7	１３	１９
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）／回 3 年以上勤続の職員を配置している場合	3	4	7	１０

（２）　通常のサービス提供の実施地域を超える場合の交通費

1 回の訪問につき	２００円